

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

地方独立行政法人 三重県立総合医療センター

令和8年 3月

【第1章 総則】

- 1-1 業務計画策定・運用の目的
- 1-2 基本方針
- 1-3 定義と用語
- 1-4 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

【第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制】

- 2-1 平時における関係機関との連携、協力体制
- 2-2 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

【第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項】

- 3-1 準備期における準備
- 3-2 初動期における対応
- 3-3 対応期における対応
- 3-4 患者数が大幅に増加した場合の対応
- 3-5 発生時における情報収集・連携等
- 3-6 特定接種の実施
- 3-7 感染対策の検討・実施
- 3-8 三重県知事等からの職員の派遣要請に対する対応
- 3-9 医薬品等の備蓄

【第4章 その他】

- 4-1 職員への教育・訓練等
- 4-2 計画の修正
- 4-3 施行期日

【第1章 総論】

1-1 業務計画策定・運用の目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「当センター」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命及び健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

1-2 基本方針

当センターは、新型インフルエンザ等対策の遂行に当たって、三重県、四日市市及び医療機関等と相互に連携を図りながら、これを行うものとする。

1-3 定義と用語

本計画において「準備期」とは、新型インフルエンザ等が発生する前の段階を、「初動期」とは、国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階をいう。対応期については、以下の時期に区分する。

- ・封じ込めを念頭に対応する時期
- ・病原体の性状等に応じて対応する時期
- ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
- ・特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

1-4 新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成・周知

- (1) 病院長は、本計画を効果的に推進するため、準備期における準備、初動期における対応、対応期に入り患者数が大幅に増加した場合の対応について記載した「新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画」（以下「診療継続計画」という。）を作成する。
- (2) 病院長は、診療継続計画を作成又は修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

【第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制】

2-1 平時における関係機関との連携、協力体制

- (1) 病院長は、特措法第7条第1項に規定する都道府県行動計画及び特措法第8条第1項に規定する市町村行動計画における当院のその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、三重県、四日市市及び医療機関等と相互に連携・協力をを行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。
- (2) 病院長は、三重県、四日市市及び指定地方公共機関との間において平時から連携し医療の提供に必要な情報収集及び訓練等に努める。

- (3) 病院長は、三重県、四日市市及び医療機関等の関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

2-2 新型インフルエンザ等対策本部の設置・運営

- (1) 病院長は、特措法第22条第1項に基づき三重県対策本部が設置されたときは、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- ① 発生状況の情報収集及び発信に関すること
- ② 関係機関との連絡調整に関すること
- ③ その他医療の提供について必要な業務に関すること

- (2) 診療継続計画に基づき病院内に新型インフルエンザ等対策を遂行するための対策本部を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

【第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項】

3-1 準備期における準備

準備期において、病院長は、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や、病院機能の維持・業務継続および、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保等、診療継続計画に基づき、必要な措置を講ずる。

3-2 初動期における対応

初動期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制、職員の健康管理等及び各部門における対応について、必要な措置を講ずる。

3-3 対応期における対応

対応期においては、病院長は、診療継続計画に基づき、外来及び入院の診療体制等について、必要な措置を講ずる。

3-4 患者数が大幅に増加した場合の対応

対応期において、患者数の大幅増加又は勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、病院長は、診療継続計画に基づき、一部診療業務の縮小・休止等の措置を講ずる。

3-5 発生時における情報収集・連携等

病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、三重県、四日市市及び医療機関

等との間において、情報収集及び情報共有に努めるとともに、診療継続計画に基づき関係機関と連携・協力し、新型インフルエンザ等対策を実施する。

3-6 特定接種の実施

- (1) 新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において、特定接種の接種総数、接種順位等が決定され、三重県知事の指示があった場合、病院長は、診療継続計画に基づき、職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。
- (2) 病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能となるよう対策を講ずる。

3-7 感染対策の検討・実施

病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者及び職員の安全対策に努める。

3-8 三重県知事または四日市市長等からの職員の派遣要請に対する対応

病院長は、三重県知事または四日市市長等から職員の派遣要請を受けた場合には、診療継続計画に基づき、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

3-9 医薬品等の備蓄

- (1) 病院長は、診療継続計画に基づき、医薬品及び診療材料等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行う。
- (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、診療機材等の整備、点検を行い不測の事態に対応できるようにする。

【第4章 その他】

4-1 職員への教育・訓練等

- (1) 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保及び職員の危機意識の向上に必要な教育及び訓練を実施する。
- (2) 病院長は、三重県、四日市市等主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。
また、研修会参加者等を効果的に活用して職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。
- (3) 病院長は、前2項に規定する訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計

画の見直しを行う。

4-2 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じ修正する。

4-3 施行期日

- (1) 本計画は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。
- (2) 本計画は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。